



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*2 旧和歌山県議会議事堂設置及び管理条例の施行期日を定める規則 (文化国際課)..... 1

○ 告示

46 地籍調査の成果の認証 (地域政策課)..... 1

47 " (")..... 2

48 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (長寿社会課)..... 2

49 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")..... 2

50 救急病院の認定 (医務課)..... 3

51 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事指定薬物の指定 (薬務課)..... 3

52 農用地利用配分計画の認可 (経営支援課)..... 3

53 保安林予定森林 (森林整備課)..... 4

54 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (")..... 4

55 道路の区域変更 (道路保全課)..... 4

56 道路の供用開始 (")..... 5

57 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)..... 5

*58 平成25年和歌山県告示第204号(公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定)の全部改正 (建築住宅課)..... 8

○ 公安委員会告示

1 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施 10

○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)..... 11

" (")..... 11

加太みなとまちの指定管理者の指定 (港湾空港課)..... 12

規 則

和歌山県規則第2号

旧和歌山県議会議事堂設置及び管理条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成28年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

旧和歌山県議会議事堂設置及び管理条例の施行期日を定める規則

旧和歌山県議会議事堂設置及び管理条例(平成27年和歌山県条例第14号)の施行期日は、平成28年3月12日とする。

告 示

和歌山県告示第46号

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字下里の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法

律第180号) 第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町
- 2 調査を行った時期
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字下里の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字下里の一部地区
- 5 認証年月日
平成28年1月7日

和歌山県告示第47号

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字八尺鏡野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成28年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月1日から平成26年3月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字八尺鏡野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字八尺鏡野の一部地区
- 5 認証年月日
平成28年1月7日

和歌山県告示第48号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成28年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071700797	社会医療法人三車会	ケアプランセンター赤ひげ	紀の川市桃山町神田378	居宅介護支援	平成28.1.1	平成33.12.31

和歌山県告示第49号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成28年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30624901 19	株式会社みらい	訪問看護ステーションピースフル	西牟婁郡上富田町市ノ瀬2407-4	訪問看護・介護予防訪問看護	平成 28.1.11	平成 34.1.10
30725009 56	医療法人かなめ会	サンテ・ヴィラージュ太地デイサービス	東牟婁郡太地町太地字北通谷1285-1	通所介護 介護予防通所介護	平成 28.1.1 平成 28.1.1	平成 33.12.31 平成 30.3.31

和歌山県告示第50号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成28年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 和歌山県立医科大学附属病院紀北分院
- 2 所在地 伊都郡かつらぎ町妙寺219
- 3 有効期限 平成31年1月6日

和歌山県告示第51号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第17条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成28年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 知事指定薬物
 - (1) 化学名 2- (2,5-ジメトキシ-4-メチルフェニル) エタンアミン（通称名2C-D）及びその塩類
 - (2) 化学名 2- ((ビス (4-フルオロフェニル) メチル) スルフィニル) -N-メチルアセトアミド（通称名Modafinidz）及びその塩類
 - (3) 化学名 1-メトキシ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル=1- (シクロヘキシルメチル) -1H-インダゾール-3-カルボキシラート（通称名MO-CHMINACA）及びその塩類
- 2 指定理由
濫用することにより、興奮等の作用を人の精神に及ぼし、人の健康に被害が生じるため
- 3 施行期日
平成28年1月22日

和歌山県告示第52号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年1月12日に認可した。

平成28年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第57号-1	田辺市上秋津字露之元2796-25
平成27年度第57号-2	田辺市芳養町字下川原1913-1外3筆
平成27年度第58号	橋本市出塔字寺前52外2筆

和歌山県告示第53号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市上秋津字川中口1416の80から1416の82まで
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第54号

平成27年和歌山県告示第1433号（以下「告示第1433号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成28年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
 - 大内和視
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
 - 告示第1433号のとおり

和歌山県告示第55号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年1月22日

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 岩出海南線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市岡田字正法寺谷621番23地先から同市岡田字正法寺谷621番20地先まで	旧	5.17) 9.83	93.97	
海南市岡田字正法寺谷621番14地先から同市岡田字正法寺谷621番3地先まで	新	9.45) 11.14	93.97	

和歌山県告示第56号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年1月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 岩出海南線

供用開始の区間 海南市岡田字正法寺谷621番14地先から同市岡田字正法寺谷621番3地先まで

供用開始の期日 平成28年1月22日

和歌山県告示第57号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年1月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

北原口西谷（2-322-1-043）、北原西下谷（2-322-1-044）、久保東谷（2-322-1-045-1）、久保東谷（2-322-1-045-2）、奥の沢東谷（2-322-1-046）、林垣内東一谷（2-322-1-047）、清川中西谷（2-322-1-048）、清川西上谷（2-322-1-050）、清川東川（2-322-1-051）、坪井谷（2-322-1-052）、山戸垣内谷（2-322-1-053）、南地西谷（2-322-1-054）、岩滝下谷（2-322-2-030-1）、岩滝下谷（2-322-2-030-2）、岩滝上谷（2-322-2-031）、北原西中谷（2-322-2-032）、北原西谷（2-322-2-033）、北原西上谷（2-322-2-034）、北原西北谷（2-322-2-035）、久保下西谷（2-322-2-036-1）、久保下西谷（2-322-2-036-2）、久保西谷（2-322-2-037）、久保上西谷（2-322-2-038）、久保上谷（2-322-2-039）、久保上東谷（2-322-2-040）、湯ノ本谷川（2-322-1-037-1）、湯ノ本谷川（2-322-1-037-2）、中野北下谷（2-322-1-038）、中野北上谷（2-322-1-039）、本川上谷（2-322-1-040）、本川上東谷（2-322-1-041）、中ノ組東谷（2-322-1-042）、米之郷北下谷（2-322-1-055）、米之郷北谷（2-322-

1-056)、米之郷東谷川(2-322-1-057-1)、米之郷東谷川(2-322-1-057-2)、米之郷南谷川(2-322-1-058)、明神谷(2-322-1-060-1)、明神谷(2-322-1-060-2)、咲林下谷(2-322-2-022)、咲林上谷(2-322-2-023)、本川西下谷(2-322-2-024)、本川西中谷(2-322-2-025)、本川西上谷(2-322-2-026)、本川東上谷(2-322-2-027)、本川東中谷(2-322-2-028)、本川東下谷(2-322-2-029)、椿東谷川(2-322-2-062)、椿谷川(2-322-2-063-1)、椿谷川(2-322-2-063-2)、湯ノ本南上谷川(2-322-2-064)、湯ノ本南下谷川(2-322-2-065)、神縄掛下谷(2-324-1-041)、神縄掛上谷(2-324-1-042)、薄木下西谷(2-324-1-043-1)、薄木下西谷(2-324-1-043-2)、薄木谷川(2-324-1-044-1)、薄木谷川(2-324-1-044-2)、薄木谷川(2-324-1-044-3)、薄木谷川(2-324-1-044-4)、露谷川(2-324-1-045-1)、露谷川(2-324-1-045-2)、松本川(2-324-1-046)、三宝寺川(2-324-1-047)、井上川(2-324-1-048)、光長川(2-324-1-049)、井上川(2-324-1-051)、處垣内南上谷(2-324-1-052-2)、長田川(2-324-2-045)、長田上北谷(2-324-2-046)、長田下南谷(2-324-2-048)、處垣内南下谷(2-324-2-049)、雨山1号川(2-324-2-050)、雨山2号川(2-324-2-051-1)、雨山2号川(2-324-2-051-2)、最上南谷(2-324-2-052)、脇谷上一谷(2-324-2-041)、脇谷上二谷(2-324-2-042)、脇谷下谷(2-324-2-043)、不動寺谷(2-324-2-044)、田鶴ノ木谷(2-324-2-053-1)、田鶴ノ木谷(2-324-2-053-2)、南谷(2-324-1-007-1)、南谷(2-324-1-007-2)、三社谷川(2-324-1-032)、ダンボ谷川(2-324-1-033)、別所谷川(2-324-2-004)、滝ノ平谷(2-324-2-006)、北原東上谷(2-322-2-041)、北原口東谷(2-322-2-042)、奥沢下谷(2-322-2-043)、奥の沢谷川(2-322-2-044)、林垣内西谷(2-322-2-045)、庄間谷川(2-322-2-046)、林垣内東二谷(2-322-2-047)、林垣内東三谷(2-322-2-048)、清川南西谷(2-322-2-049)、清川細谷(2-322-2-050)、清川東上谷(2-322-2-051)、清川東一谷(2-322-2-052)、清川東二谷(2-322-2-053)、清川東三谷(2-322-2-054)、坪井下谷(2-322-2-055)、六町谷川(2-322-2-056)、山戸垣内東谷(2-322-2-057)、上南地谷(2-322-2-058)、矢戸谷川(2-322-2-059)、南地谷(2-322-2-060)、神路口西谷(2-322-2-017)、畑野谷川(2-322-2-018)、畑野北西谷(2-322-2-019)、畑野北中谷(2-322-2-020)、畑野北東谷(2-322-2-021)、平ノ原谷(2-322-2-066)、上ノ垣内谷(2-322-2-067)、上鞆渕(24)(II-1537)、久保(II-1538)、上鞆渕(18)(II-1542)、上鞆渕(17)(II-1543)、上鞆渕(20)(II-1544)、上鞆渕(19)(II-1545)、上鞆渕(16)(II-1546)、上鞆渕(11)(II-1547)、上鞆渕(25)(II-1549)、上鞆渕(10)(II-1550)、山戸垣内(II-1551)、上鞆渕(28)(II-1555)、上鞆渕(27)(II-1556)、上鞆渕(14)(II-1558)、上鞆渕(12)(II-1559)、上鞆渕(26)(II-1560)、上鞆渕(15)(II-1561)、上鞆渕(22)(II-1562)、上鞆渕(23)(II-1563)、上鞆渕(21)(II-1569)、上鞆渕(13)(II-1571)、上鞆渕(25)(II-1572)、上鞆渕(29)(III-548)、上鞆渕(30)(III-549)、上鞆渕(31)(III-550)、上鞆渕(32)(III-551)、上鞆渕(33)(III-553)、上鞆渕(34)(III-554)、境石(I-217)、上鞆渕(2)(I-3315)、中鞆渕(44)(I-20030)、中鞆渕(45)(I-20031)、中鞆渕(46)(I-20032)、中鞆渕(47)(I-20033)、中鞆渕(48)(I-20034)、中鞆渕(14)(II-1548)、中鞆渕(13)(II-1552)、中鞆渕(12)(II-1554)、上鞆渕(5)(II-1557)、中鞆渕(15)(II-1567)、中鞆渕(20)(II-1585)、中鞆渕(19)(II-1587)、下鞆渕(17)(II-1592)、下鞆渕(108)(II-20026)、中鞆渕(49)(II-20029)、中鞆渕(50)(II-20030)、中鞆渕(51)(II-20031)、中鞆渕(52)(II-20032)、中鞆渕(53)(II-20033)、中鞆渕(54)(II-20034)、中鞆渕(55)(II-20035)、中鞆渕(56)(II-20036)、中鞆渕(57)(II-20037)、中鞆渕(58)(II-20038)、中鞆渕(59)(II-20039)、中鞆渕(60)(II-20040)、中鞆渕(61)(II-20041)、中鞆渕(62)(II-20042)、中鞆渕(63)(II-20043)、中鞆渕(64)(II-20044)、中鞆渕(25)(III-552)、中鞆渕(27)(III-566)、中鞆渕(28)(III-567)、中鞆渕(30)(III-573)、中鞆渕(42)(III-589)、光長(I-242)、光長(3)(II-1697)、光長(5)(II-1701)、処垣内(2)(I-238)、処垣内(2)(I-3334)、処垣内(2)(I-3336)、処垣内(3)(I-239)、長田(I-240)、長田・長田垣内(II-1703)、長田垣内(2)(II-1702)、

野田原(10)(Ⅱ-1712)、野田原(11)(Ⅱ-1713)、野田原(12)(Ⅱ-1723)、野田原(2)(Ⅰ-3332)、野田原(3)(Ⅰ-3333)、光長(1)(Ⅱ-1689)、光長(2)(Ⅱ-1691)、光長(4)(Ⅱ-1690)、光長(6)(Ⅲ-661)、光長(7)(Ⅲ-662)、光長(8)(Ⅲ-668)、光長(9)(Ⅲ-669)、所垣内(3)(Ⅲ-680)、所垣内(4)(Ⅲ-681)、長田垣内(10)(Ⅲ-674)、長田垣内(11)(Ⅲ-682)、長田垣内(12)(Ⅲ-683)、長田垣内(3)(Ⅲ-663)、長田垣内(4)(Ⅲ-664)、長田垣内(5)(Ⅲ-665)、長田垣内(6)(Ⅲ-670)、長田垣内(7)(Ⅲ-671)、長田垣内(8)(Ⅲ-672)、長田垣内(9)(Ⅲ-673)、野田原(1)(Ⅱ-1680)、野田原(13)(Ⅲ-667)、野田原(14)(Ⅲ-675)、野田原(15)(Ⅲ-676)、野田原(17)(Ⅲ-678)、野田原(18)(Ⅲ-679)、野田原(4)(Ⅱ-1688)、野田原(5)(Ⅱ-1696)、野田原(6)(Ⅱ-1699)、野田原(7)(Ⅱ-1700)、野田原(8)(Ⅱ-1704)、野田原(9)(Ⅱ-1708)、野田原(25)(Ⅲ-20012)、神繩掛(Ⅰ-237)、脇谷(1)(Ⅰ-3335)、脇谷(10)(Ⅱ-1714)、脇谷(11)(Ⅱ-1686)、脇谷(12)(Ⅱ-1685)、脇谷(13)(Ⅱ-1720)、脇谷(14)(Ⅱ-1716)、脇谷(15)(Ⅱ-1721)、脇谷(16)(Ⅱ-1717)、脇谷(17)(Ⅱ-1707)、脇谷(18)(Ⅱ-1705)、脇谷(19)(Ⅱ-1706)、脇谷(20)(Ⅱ-1718)、脇谷(21)(Ⅱ-1687)、脇谷(22)(Ⅲ-655)、脇谷(23)(Ⅲ-656)、脇谷(24)(Ⅲ-657)、脇谷(25)(Ⅲ-658)、脇谷(26)(Ⅲ-660)、脇谷(4)(Ⅱ-1715)、脇谷(5)(Ⅱ-1722)、脇谷(6)(Ⅱ-1710)、脇谷(7)(Ⅱ-1711)、脇谷(8)(Ⅱ-1709)、脇谷(9)(Ⅱ-1719)、神田(1)(Ⅱ-1643)、神田(2)(Ⅱ-1644)、神田(3)(Ⅲ-618)、神田(5)(Ⅲ-621)、神田(7)(Ⅲ-623)、神田(8)(Ⅲ-624)、神田(106)(Ⅰ-20035)、神田(107)(Ⅰ-20036)、神田(101)(Ⅱ-20045)、神田(102)(Ⅱ-20046)、神田(103)(Ⅱ-20047)、神田(104)(Ⅱ-20048)、神田(105)(Ⅱ-20049)、神田(4)(Ⅲ-619)、神田(6)(Ⅲ-622)、神田(10)(Ⅲ-626)、南地(Ⅰ-209)、上鞆渕(4)(Ⅱ-1566)、上鞆渕(8)(Ⅱ-1570)、上鞆渕(9)(Ⅱ-1575)、上鞆渕(35)(Ⅲ-555)、上鞆渕(36)(Ⅲ-556)、上鞆渕(37)(Ⅲ-557)、上鞆渕(38)(Ⅲ-558)、上鞆渕(39)(Ⅲ-559)、上鞆渕(40)(Ⅲ-561)、上鞆渕(41)(Ⅲ-562)、上鞆渕(42)(Ⅲ-563)、上鞆渕(43)(Ⅲ-564)、上鞆渕(44)(Ⅲ-565)、上鞆渕(45)(Ⅲ-568)、上鞆渕(46)(Ⅲ-569)、上鞆渕(47)(Ⅲ-570)、上鞆渕(48)(Ⅲ-571)、上鞆渕(50)(Ⅲ-576)、上鞆渕(51)(Ⅲ-579)、上鞆渕(52)(Ⅲ-582)、新子(Ⅰ-218)、彦谷口(Ⅰ-220)、下鞆渕(16)(Ⅱ-1568)、新子(1)(Ⅱ-1584)、下鞆渕(15)(Ⅱ-1589)、下鞆渕(14)(Ⅱ-1590)、下鞆渕(18)(Ⅱ-1591)、下鞆渕(13)(Ⅱ-1593)、下鞆渕(12)(Ⅱ-1594)、下鞆渕(11)(Ⅱ-1595)、下鞆渕(10)(Ⅱ-1596)、下鞆渕(6)(Ⅱ-1597)、下鞆渕(4)(Ⅱ-1598)、下鞆渕(5)(Ⅱ-1599)、下鞆渕(2)(Ⅱ-1600)、和田(Ⅱ-1601)、下鞆渕(1)(Ⅱ-1602)、下鞆渕(7)(Ⅱ-1603)、下鞆渕(9)(Ⅱ-1604)、下鞆渕(8)(Ⅱ-1605)、大西(1)(Ⅲ-591)、下鞆渕(19)(Ⅲ-593)、大西(2)(Ⅲ-594)、彦谷口(1)(Ⅲ-595)、彦谷口(2)(Ⅲ-596)、和田(1)(Ⅲ-598)、下鞆渕(101)(Ⅰ-20020)、下鞆渕(102)(Ⅱ-20020)、下鞆渕(103)(Ⅱ-20021)、下鞆渕(104)(Ⅱ-20022)、下鞆渕(105)(Ⅱ-20023)、下鞆渕(106)(Ⅱ-20024)、下鞆渕(107)(Ⅱ-20025)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び地滑り

(2) 土砂災害警戒区域の名称

東清川（2-322-1-049）、米之郷谷川（2-322-2-061）、處垣内南上谷（2-324-1-052-1）、菅西谷（2-324-2-039）、菅谷川（2-324-2-040）、別所南谷（2-324-2-005）、寺川（157）、中津川（156）、中の組（397）、最初ヶ峰（275）、畑野（277）、布袋石（280）、出店（281）、黒川（287）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第58号

平成25年和歌山県告示第204号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定）の全部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

県 営 住 宅 の 所 在 地	団 地 名	住 宅	利便性係数
和歌山市島	川永団地	17号棟から24号棟まで	0.9202
		1号棟	0.9602
		その他の住宅	0.8452
和歌山市井ノ口、祢宜	千旦団地	1号棟から9号棟まで	0.8440
		その他の住宅	0.9190
和歌山市栄谷	栄谷団地	全ての住宅	0.8405
和歌山市祢宜	千旦第二団地	全ての住宅	0.8440
和歌山市延時	延時団地	全ての住宅	0.8420
和歌山市西庄	西脇グリーン団地	全ての住宅	0.8454
和歌山市太田	和歌山東団地	1号室から6号室まで	0.9417
		その他の住宅	0.9117
和歌山市三葛	三葛団地	全ての住宅	0.8551
和歌山市松江東四丁目	東松江団地	全ての住宅	0.8765
和歌山市大谷、楠見中	楠見団地	全ての住宅	0.8532
和歌山市島、宇田森	ニューかわなが団地	全ての住宅	0.9202
和歌山市男野芝丁	雄湊団地	全ての住宅	1.0000
和歌山市北中島一丁目	宮前駅前団地	全ての住宅	0.9430
和歌山市八番丁	城北団地	全ての住宅	1.0000
和歌山市弘西	紀伊団地	全ての住宅	0.9135
和歌山市今福二丁目	今福第一団地	全ての住宅	0.9412
和歌山市松ヶ丘二丁目、西浜一丁目	西浜団地	全ての住宅	0.9787

和歌山市今福三丁目	今福第二団地	全ての住宅	0.9588
海南市日方	新浜団地	全ての住宅	0.8172
海南市旦来	海南あつそ団地	全ての住宅	0.9168
海南市日方	海南駅前団地	全ての住宅	1.0000
橋本市高野口町大野	西之島団地	全ての住宅	0.7121
橋本市野	野団地	全ての住宅	0.8666
橋本市御幸辻	みゆきつじ団地	全ての住宅	0.9608
有田市糸我町西	糸我団地	全ての住宅	0.8727
有田市宮原町新町	宮原団地	全ての住宅	0.9006
有田市港町	港団地	全ての住宅	0.9245
御坊市藤田町吉田	第二吉田団地	全ての住宅	0.8145
御坊市湯川町富安	下富安団地	全ての住宅	0.8898
御坊市藤田町吉田	藤田団地	全ての住宅	0.9240
田辺市上の山二丁目	田辺団地	全ての住宅	0.7976
田辺市新万	新万団地	全ての住宅	0.9458
田辺市神子浜	文里団地	全ての住宅	0.8456
田辺市新庄町	内之浦団地	全ての住宅	0.8466
田辺市新庄町	西跡之浦団地	全ての住宅	0.8229
田辺市鮎川	鮎川団地	全ての住宅	0.8313
田辺市鮎川	鮎川第二団地	全ての住宅	0.8313
田辺市中辺路町栗栖川	栗栖川団地	全ての住宅	0.7537
田辺市中芳養	中芳養団地	全ての住宅	0.9029
新宮市緑ヶ丘一丁目	新宮団地	全ての住宅	0.9100
新宮市清水元二丁目	丸山団地	全ての住宅	0.9450
新宮市蜂伏	佐野団地	全ての住宅	0.9028
海草郡紀美野町小畑	野上団地	全ての住宅	0.9274
海草郡紀美野町小畑	小畑団地	全ての住宅	0.8923
紀の川市貴志川町長山	長山団地	全ての住宅	0.8783
紀の川市粉河	粉河団地	全ての住宅	0.7538
岩出市吉田	鴨沼団地	1、6号棟の住宅	0.9721
		7号棟の住宅	0.9971
		その他の住宅	0.9221
伊都郡かつらぎ町大字妙寺	妙寺団地	全ての住宅	0.8177
伊都郡かつらぎ町大字笠田東	笠田団地	全ての住宅	0.8501
有田郡湯浅町大字別所	湯浅団地	1号棟の住宅	0.9073
		その他の住宅	0.8473

有田郡湯浅町大字湯浅	青木団地	全ての住宅	0.9260
有田郡湯浅町大字山田	御殿場団地	全ての住宅	0.8805
有田郡広川町大字和田	和田団地	全ての住宅	0.8385
有田郡有田川町大字徳田	徳田団地	全ての住宅	0.8756
有田郡有田川町大字糸野	糸野団地	全ての住宅	0.8750
有田郡有田川町大字吉原	吉原団地	全ての住宅	0.8707
日高郡みなべ町北道、芝	王子団地	全ての住宅	0.9005
西牟婁郡白浜町堅田	白浜団地	全ての住宅	0.7774
西牟婁郡白浜町	阪田団地	全ての住宅	0.8991
西牟婁郡白浜町日置	日置団地	全ての住宅	0.8313
西牟婁郡白浜町椿	椿団地	全ての住宅	0.9082
西牟婁郡上富田町朝来	丹田台団地	1,2号棟の住宅	0.9307
		3,4号棟の住宅	0.9414
西牟婁郡上富田町岡	岡団地	全ての住宅	0.9225
西牟婁郡すさみ町周参見	すさみ団地	全ての住宅	0.9111
東牟婁郡那智勝浦町大字天満	那智勝浦団地	全ての住宅	0.8163
東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井	宇久井団地	全ての住宅	0.8975
東牟婁郡太地町大字太地	平見団地	全ての住宅	0.8816
東牟婁郡串本町串本	串本団地	全ての住宅	0.7769
東牟婁郡串本町出雲	出雲団地	全ての住宅	0.8571

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第1号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成28年1月22日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

1 審査の種類等

種 類	内 容	期 日	場 所
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽〔けん〕引） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	技能検定に関する技能及び知識	平成28年2月24日（水）から同月26日（金）までの間	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部 交通部運転免許課
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大特）			

教習指導員審査 (大自二)
 教習指導員審査 (普自二)
 教習指導員審査 (牽〔けん〕引)
 教習指導員審査 (大型二種)
 教習指導員審査 (中型二種)
 教習指導員審査 (普通二種)

教習に関する技能及
 び知識

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

平成28年2月1日 (月) から同月10日 (水) までの毎日 (日曜日及び土曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

イ 審査申請書 (申請場所で所定の用紙を交付する。)

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

エ 写真 (申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの) 1枚

(4) 審査手数料

ア 教習指導員審査手数料

14,950円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例 (昭和22年和歌山県条例第28号) で定める額

イ 技能検定員審査手数料

23,450円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例で定める額

3 審査についての問合せ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課教習所係 (電話073-473-0110 内線363)

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画高度利用地区の変更

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画第一種市街地再開発事業の変更
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

公 告

和歌山県みなとまち条例（平成27年和歌山県条例第28号）第18条第1項の規定により、加太みなとまちの指定管理者を次のとおり指定した。

平成28年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 加太まちづくり株式会社
和歌山県和歌山市加太1067番地
- 2 指定の期間 平成28年4月1日から平成30年3月31日まで